**議場における飲料水の提供について**

資料１

|  |
| --- |
| **《 現状 》**　議場は神聖で厳粛な場であることから、飲食は原則禁止。　議員が発言を行う場所には、水差しと水入りグラスにより、飲料水を提供。　〇　開会・閉会日 ： 議長席　〇　質 　問 　日 ： 議長席、質問者待機席 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **《 今後 》**　議長席及び質問者待機席には、水差し等による飲料水の提供は行わず、**発言予定者に限りマイボトルによる飲料水の持込みを認める。**《運用の詳細》〇　持ち込むことができる者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 持ち込むことができる日 | 飲水できる場所 |
| 議長 | 全日 | 議長席 |
| 質問議員 | 質問日 | 質問者待機席 |
| 説明員 | 質問日 | 説明員席 |

　〇　持ち込むことができる物：マイボトル（中身は水に限る）　　　※マイボトルは議会の品位を損なわれない物とし、ペットボトル、ストロー等、　　　　ワンウェイのプラスチック製品は不可　＊委員会における飲料水の提供についても、本会議同様の取扱いとする。 |